第五十七条の四の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「おいて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の下に「（昭和三十二年法律第百六十六号）」を加え、同条を第五十七条の四とする。

第五十九条の二第一項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「日本船舶（同法第三十八条」を「日本船舶（同法第三十七条の二」に改め、同項第一号中「第三十九条の五第七項」を「第三十八条第七項」に、「第三十八条」を「第三十七条の二」に改め、同条第四項中「第三十九条の二第二項」を「第三十七条の四第二項」に改め、同条第六項中「第三十九条の五第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第六十一条の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第六十一条の三第一項中「建物及びその附属設備にあつては、」を「政令で定める規模のものに限るものとし、建物及びその附属設備にあつては」に改める。

第六十二条第一項中「法人税法第二条第五号に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十二条の三第四項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同項第十二号を削り、同項第十一号中「地域」を「区域」に、「第九号」を「第十号」に、「第十三号」を「次号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の二を同項第九号とし、同項第十三号中「都市計画区域」を「都市計画区域のうち政令で定める区域」に改め、「及び次号」を削り、「第八号の二」を「第九号」に改め、同項第十四号中「開発許可」を「都市計画法第二十九条第一項の許可」に、「当該死亡した」を「その死亡した」に、「同項」を「第七項」に、「第八号の二」を「第九号」に改め、同項第十五号中「当該死亡した」を「その死亡した」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第十六号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第五項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十三条第八項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十五条の七第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「第五号」を「第四号」に改め、「は、当該買換資産」の下に「（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）」を加え、「第二号」を「第一号」に改め、「令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域を除く。」を、「建物」の下に「（その附属設備を含む。以下この表及び第十四項において同じ。）」を加え、同号の下欄中「航空機騒音障害区域以外の地域内」を「上欄のイからハまでに掲げる区域以外の地域内（国内に限る。以下この号において同じ。）」に、「市街化区域」を「都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域」に改め、同号を同表の第一号とし、同表の第三号の上欄中「既成市街地等及びこれに類する区域として政令で定める区域」を「次に掲げる区域（イからハまでに掲げる区域にあつては、政令で定める区域を除く。以下この号において「既成市街地等」という。）」に改め、同欄に次のように加える。

イ　首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地

ロ　近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域

ハ　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第二条第三項に規定する政令で定める区域

ニ　イからハまでに掲げる区域に類する区域として政令で定める区域

第六十五条の七第一項の表の第三号の下欄中「上欄に掲げる区域」を「既成市街地等」に改め、同号を同表の第二号とし、同表の第四号の上欄中「所有期間」の下に「（その取得をされた日の翌日からこれらの資産の譲渡をされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）」を加え、同号を同表の第三号とし、同表の第五号の上欄中「満たないもの」の下に「（建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、平成二十三年一月一日以後に建造されたものを除く。）」を加え、同号を同表の第四号とし、同条第四項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第九項中「第五号」を「第四号」に改め、「は、当該買換資産」の下に「（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）」を加え、同条第十二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第十四項中「第四号」を「第三号」に、「地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域（第二号において「集中地域」という。）以外の」を「第一号に掲げる」に、「次の各号」を「第二号若しくは第三号」に改め、「とき」の下に「、又は法人が譲渡をした同表の第三号の上欄に掲げる資産が第三号に掲げる地域内にある本店資産（当該法人の本店又は主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等をいう。以下この項において同じ。）に該当し、かつ、当該法人が取得をした同表の第三号の下欄に掲げる資産が第一号に掲げる地域内にある本店資産に該当するとき」を加え、「その」を「これらの」に改め、「かかわらず、」の下に「当該資産が次の各号に掲げる地域のうちいずれの地域内にあるかに応じ」を加え、同項第一号中「第十七条の二第一項第一号に規定する集中地域（次号において「集中地域」という。）以外の地域」を「第五条第四項第五号イに規定する集中地域（次号において「集中地域」という。）以外の地域」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「前号」を「次号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの　第一項に規定する計算した金額の百分の七十（その譲渡をした資産及び取得をした資産のいずれもが本店資産に該当する場合には、百分の六十）に相当する金額

第六十五条の七第十六項第二号中「、第二号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第六十五条の八第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「第五号」を「第四号」に、「第二号の」を「第一号の」に改め、「令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は」を削り、同条第二項第二号及び第四項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第七項中「第五号」を「第四号」に改め、「同項中」の下に「「買換資産（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）」とあるのは「買換資産」と、」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同条第八項中「第五号」を「第四号」に改め、「同条第九項中」の下に「「買換資産（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）」とあるのは「買換資産」と、」を加え、「あるのは」を「あるのは」に改め、同条第十四項及び第十五項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第十八項中「第四号」を「第三号」に改める。

第六十五条の九中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二号中「取得を」の下に「し、同項及び同条第九項の届出を」を加える。

第六十六条の二第一項中「満たない場合」の下に「並びに当該株式交付の直後の当該株式交付親会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社（同号に規定する同族会社であることについての判定の基礎となつた株主のうちに同号に規定する同族会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても同号に規定する同族会社となるものに限る。）に該当する場合」を加える。

第六十六条の五の二第二項第三号ロ中「法人税法第二条第五号に規定する」を削る。

第六十六条の六第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中「外国関係会社（特定外国関係会社」を「部分対象外国関係会社（当該部分対象外国関係会社のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの（次項において「添付不要部分対象外国関係会社」という。）に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係会社